

節の構造と judgment タイプ

—Where Thetic/Categorical Distinction Meets Grammar—*

上山あゆみ

九州大学

特に S.-Y. Kuroda 氏の一連の著作以来、categorical judgment と thetic judgment の区別があること、および、その区別と節構造との間に対応関係があることが様々な分析において主張されてきたが、本論文では、節構造の違いが judgment type と 1対1 対応関係にあるという仮説は、2種類の節の意味解釈の違いの本質を正しくとらえていないということを指摘したい。judgment とは、assertion の対象となっている節だけが持つものであるが、この2種類の節の意味解釈の違いは、assertion の対象ではない節にも広く見られるからである。節構造の違いが対応しているのは、意味合成の方法であり、そもそも命題に2つのタイプがある。judgment タイプの違いは、単にその命題のタイプに影響を受けているにすぎないということを主張する。

1. S.-Y. Kuroda の judgment 理論

Kuroda (1965, 1972, 1992 等)は、次の(1),(2)の解釈の違いに注目し、その違いが judgment タイプの違いによるものであると述べた。

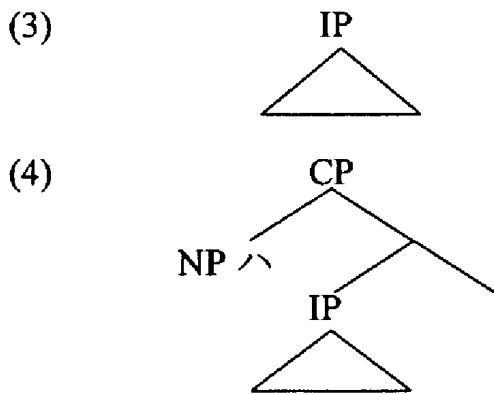
* この研究の初期の段階においては、Hajime Hoji, Barry Schein の両先生にご指導を賜り、また、Hiroshi Aoyagi, Lu Bingfu, Chih-Ping Chang, Danny Fox, Miao-Ling Hsieh, Yoshihisa Kitagawa, Yuki Matsuda, Keiko Miyagawa, Audrey Li, Hui-ju Grace Li, Hong-Keun Park, Shumpei Ueyama, Maria-Luisa Zubizarreta の諸氏に貴重な意見やコメントをいただいた。また、2006年2月11～12日に神田外語学院で行われた神田外語大学 CLS ワークショップの参加者の方々にも感謝したい。

本論文のもとになっているのは、Ueyama 1996 である。おもな主張点には大きな違いがないが、用語の点で誤解を招く恐れのある部分を改訂し、例文なども大幅に差し替えた。ただし、紙幅の都合上、本論文は、上記のワークショップにおけるハンドアウトに若干の字句を加えたものにとどまっている。

- (1) ネコがあそいで眠っている (Kuroda 1992:21 (16))
 (2) ネコはあそいで眠っている (Kuroda 1992:21 (17))

(1)は全体が1つの事態の把握となっているのに対して、(2)では、まず主語である「ネコ」の存在が認識された上で、その叙述関係が肯定(affirm)されるという違いがある。Kuroda 1992 は、(1)は *thetic judgment* を、(2)は *categorical judgment* を「表出する(*express*)」という言い方をする¹。また、それぞれの *judgment* の志向対象(*intentional object*)となるものは、(1)については(*nonpredicational*) *description*、(2)については *Predication* と呼ばれ、(1)の文は *description* を、(2)の文は *Predication* を、それぞれ「表す(*represent*)」とされる²。

Kuroda (1972, 1992)においては、(1)と(2)の文の構造の違いについては直接述べられていないが、(1)と(2)の文の決定的な違いはハ句の有無であると述べられ、Kuroda (1988)では、ハ句は *CP-spec* の位置に、他の格助詞句は *IP* 内に現れると主張されているので、これらを組み合わせると、Kuroda は、*thetic judgment* と *categorical judgment* の違いが次の(3),(4)の違いに対応していると考えていると解釈してよいだろう。



注目すべきなのは、Kuroda 1992 は、*Predication* という関係は *categorical judgment* の対象としてのみ現れるものであり、命題の一形式

¹ *thetic/categorical* という用語は、もともと哲学者 Franz Brentano が導入したものであり、その弟子 Anton Marty によって言語学に適用された。ここでは紙幅の都合上、Brentano の考え方について説明することができない。Brentano 1970, 1973, 細谷 1970 等を参照のこと。

² 以上の Kuroda の用語のより詳しい説明については、Kuroda 1992:20-21 を参照のこと。

ではないと述べている点である。

- (5) "Predication exists only as a form of the object of a judgment, and not as a form of a proposition per se." (Kuroda 1992:67)
- (6) I assume that a proposition is a more abstract entity than the intentional object of a judgment, of which it is a necessary constitutive aspect. Thus, ... a topicalized sentence expressing a categorical judgment and the corresponding nontopicalized sentence expressing athetic judgment ... can represent one and the same proposition." (Kuroda 1992:20)

judgment とは、いわゆる assertion と同様の概念であり、通常、話者が真であると主張する節だけが対象となると考えられている。

- (7) "A *judgment* is meant to be a cognitive act. It is externalized by a speech act of *stating*. ... One may say that in judging one judges a proposition to be true." (Kuroda 1992:20)

したがって、普通は主文のみが judgment の対象となり、埋め込み文は特別な場合だけが judgment の対象となることになる。ということは、その他の多くの節は、(judgment の対象ではないのであるから) categorical judgment でも thetic judgment でもないということになり、(5) が正しいとすると、ほとんどの埋め込み節は description であって Predication ではない、ということになる。

これに対して、本論文では、その節が judgment を表出するか否かに関わらず、節には description を表すものと Predication を表すものの区別があるという見方を提案したい。そもそも、生成文法の考え方をとるならば、まず、computational system において構造が構築され、それが解釈されて初めて、判断／理解に至るはずであり、judgment タイプの違いというものは、その最終段階になるまで知りえない情報である。つまり、computational system において、その節が judgment を表出する節かどうかの区別がない以上、(3),(4)のような違いが生まれるとは考えにくい。むしろ、(3),(4)の構造は自由に生成可能であり、それぞれが description および Predication としての意味解釈を受け、最終的にその節が judgment を表出する場合には、その違いが judgment タイプの違いとし

て認知されると考えたい³。

以下、第2節では、description と Predication の区別が選択制限の対象になっていることを示し、節の意味解釈に2つのタイプがあるということを主張する。第3節では、その意味解釈の違いが節の統語構造と密接な関係があることを示し、第4節で、その分析を提示する。

2. 節のタイプによる選択制限

本論文では、同じ命題に見えるものでも、その意味の構成の仕方には2種類あるということを主張する。つまり、「事態」の把握の仕方に2種類あり、単に description (=「このような状態である」) として意味が構成されているものと、2つの部分から成る Predication (=「これが、こうであること」) として意味が構成されているものがあるということを論じたい⁴。まず本節では、description と Predication の対立が judgment を表出しないと考えられる節においても選択制限(selectional restriction)の対象になるということを示す。

2.1. Predication しかとらない述語

埋め込み節をとる述語の中には、Predication しかとらないものもある。「証明する」という動詞はその1つである⁵。意味的に考えて、「証明」の対象となるのは、「あるものがある属性を持っているという叙述関係」であり、単なる「状況」では「証明」の対象にならない。これに対して、「予想する」「説明する」などの動詞はそこまでの制限がなく、

³ 言語モデルの全体像については、上山 2005 に書かれている方向を仮定している。

⁴ たいていの命題内容は description としても Predication としても表すことができる。本論文では紙幅の都合上、具体的な意味表示には立ち入ることができないが、大まかに言うと、たとえば(i)のような文は、(ii-a)のような意味表示を持つ場合と(ii-b)のような意味表示を持つ場合があると考えている。

(i) John loves Mary.

(ii) a. description: $\exists e(\text{love}(e) \ \& \ \text{experiencer}(e, \text{John}) \ \& \ \text{theme}(e, \text{Mary}))$

b. Predication: HAVE(John, $\lambda x(x \text{ loves Mary})$)

⁵ 「証明する」の埋め込み節は judgment を表出するという意見もあるかもしれない。確かに「私は P と証明した」という場合には、埋め込み節である P が assertion の対象になっている場合もあるだろう。しかし、たとえば「X は P と証明したがっている」のような場合には、P は assertion の対象ではなく、judgment を表出するとは言えない。本節での観察は、judgment であるかどうかに関わらず、あてはまるものである。

埋め込み節として Predication でも description でもとることができる。

この違いは、命題の意味を内包する名詞を使うとよくわかる。「雨」「状況」のような名詞は、いわば 'concealed description' とでも呼ぶべき名詞であるが、これらの名詞は「証明する」の目的語にはなれない。

- (8) a. ジョンは 雨を 予想していた。
(=ジョンは 雨が降ると 予想していた。)
b. ジョンは 状況を 説明した。
(=ジョンは 何がどうなっているかを 説明した。)
- (9) a. *ジョンは 雨を 証明した。
cf. ジョンは、その場合、雨が降るはずだということを証明した。
b. *ジョンは 状況を 証明した。
cf. ジョンは、その場合、こういう状況になるはずだということを証明した。

「証明する」でも、'concealed Predication' としての名詞ならば目的語としてとることができる。

- (10) a. ジョンは この仮説を 証明した。
b. ジョンは メアリの無実を 証明した。

2.2. description しかとらない述語

次に、description しかとらない述語があるということを見ていく。以下の説明では、それを示すために、Predication の中にしか現れない表現を利用する。例えば、「さえ」や「だけ」などが取り立ての意味で用いられている場合⁶や前提の関わる量化表現の場合、その節は Predication としての解釈をしなければならなくなる。

- (11) a. 自転車でだけ行く⁷
b. 富士山の頂上にさえ電波塔をたてる⁸
c. 過半数の人が賛成した⁹

⁶ もちろん、「取り立ての意味で用いられている場合」というのがどういう場合かということが問題になる。本稿では、いくつか注記をつける以上にその問題に深く立ち入ることができない。

⁷ ダケそのものは「一人だけで立っていた」などのように、description の中にも現れることができる。

⁸ ここでは格助詞がサエの前に現れていることが重要であると考えている。

したがって、description しかとらない述語があるならば、その埋め込み節の中では(11)のような表現が使えないことが予測される。

意味的に description しかとらない述語としては、(「～ということはありえない」に対しての)「～するのは不可能だ」や、「～のが聞こえた」「～のを見かけた」などの知覚動詞がある。これらの述語が description しかとらない証拠に、(11)のような表現は、確かにこれらの埋め込み節の中にあられることができない。

- (12) *[自転車だけで行く]のは不可能だ。
cf. [自転車だけで行く]のは不可能だ。
cf. 自転車だけで、[行く]のが不可能だ。
- (13) *[富士山の頂上にさえ電波塔をたてる]のは不可能だ。
cf. [富士山の頂上に電波塔をたてる]のは不可能だ。
cf. [富士山の頂上にさえ電波塔をたてる]という意気込みが無視された。
- (14) a. *[過半数の会社がその取引先に謝罪している]のが聞こえた。
cf. [3つ以上の会社がその取引先に謝罪している]のが聞こえた。
b. *[過半数の会社がその取引先に謝罪している]のを見かけた。
cf. [3つ以上の会社がその取引先に謝罪している]のを見かけた。

2.3. 前件として description しかとらない譲歩構文

また、譲歩構文は、前件に description をとることも Predication をとることも原則的に可能であるが、次の(15)のように前件の事態と後件の事態が1対1対応するような工夫を施せば、前件に description しかとらない構文ができあがる。

- (15) a. [どの自動車会社が 建設会社に その弁護士₁を紹介しても]、ジョンはその弁護士₁にインタビューするつもりだ。
b. [どの学生がそいつの友達にノートを借りても]、ジョンはそいつの担任に報告しなければならない。

そして、このタイプの譲歩構文の場合、確かに(11)のような表現はあら

⁹ 量化表現の解釈については、個人差の問題も含め、まだ解決すべき課題が多く残っているが、ここでは数量だけを問題にしている「3つ以上」という表現と、全体の中の割合を考慮に入れなければならない「過半数の」という表現を取り上げた。

われることができない。

- (16) a. *[どの自動車会社が ○○建設にさえ そのの弁護士_iを紹介しても]、ジョンはその弁護士_iにインタビューするつもりだ。
b. *[どの学生が そいつの友達に 消しゴムさえ 借りても]、ジョンはそいつの担任に報告しなければならない。

以上、示してきたように、description と Predication の区別は、judgment を表出しないと考えられる節においても選択制限の対象になっており、節の意味解釈に2つのタイプがあるということがわかる。次に、この意味解釈の違いと統語構造との関連を考察していく。

3. かきませ構文と節のタイプ

3.1. かきませ構文の構造

日本語は、英語に比べて語順が比較的自由であるということがよく指摘される。

- (17) a. ジョンがメアリを追いかけている。
b. メア리를ジョンが追いかけている。
(18) a. ジョンがメアリにあやまっている。
b. メアりにジョンがあやまっている。

(17b),(18b)のような構文は、しばしば scrambling と呼ばれ、その派生には(19)のように移動が関わっていると主張されてきた。

- (19) Scrambling (Saito 1985, Hoji 1985, etc.):
a. メア리를 [ジョンが ___ 追いかけている]。
b. メアりに [ジョンが ___ あやまっている]。

しかし、scrambling という呼び名は、～ガ～ヲ／ニ～という「基本語順」から～ヲ／ニ～ガ～という語順が派生したという前提を伴いやすいので、厳密には記述的な用語としてふさわしくない。そこで、以下では Ueyama 1998,2003 と同様、SO 文、OS 文という呼び名を用いることにする。

- (20) SO (Subject-Object) 文：
a. ジョンがメア리를追いかけている。
b. ジョンがメアりにあやまっている。

(21) OS (Object-Subject) 文 :

- a. メアリをジョンが追いかけている。
- b. メアリにジョンがあやまっている。

Ueyama 1998,2003 で述べたように、これまで OS 文に関して明らかになってきた現象のほとんどは、OS 文に次の2つの構造があると仮定することによって説明可能である。

(22) Surface OS :

PF: NP を／に ... NP が ... V

LF: NP が [... NP を／に ... V]

(23) Deep OS :

PF: NP を／に ... NP が ... V

LF: NP を／に [... NP が ... V]

中でも代表的な観察として、スコープ解釈に関するものと連動読みに関するものとは簡単に紹介しておこう¹⁰。

3.1.1. スコープ解釈

日本語の場合、ガ句とヲ句の両方が量化表現であっても、英語とは違ってスコープ解釈の多義性が見られないということがよく指摘されてきた。

(24) SO 文の場合 :

2人の女の子がジョンだけを招待した。

- a. = ジョンしか招待しなかった女の子が2人いる。
- b. ≠ 2人の女の子に招待されたのはジョンだけである。

(24)を説明するためには、何らかの方法で(25)の効果を保証する必要がある。

(25) 日本語における QR の制約 :

日本語の場合、QP_x が QP_y を c-command している場合、QP_x の QR の trace も QP_y の QR の trace を c-command していなければならない。

しかし、OS 文ではスコープ解釈が多義的になる。

¹⁰ 紙幅の都合上、これらの観察についての参考文献を割愛した。Ueyama 1998,2003 を参照してほしい。

(26) OS 文の場合：

ジョンだけを2人の女の子が招待した。

- a. = ジョンしか招待しなかった女の子が2人いる。
- b. = 2人の女の子に招待されたのはジョンだけである。

これは一見、(25)の例外のように見えるかもしれないが、Surface OS(22)と Deep OS(23)の2つの構造があると考えれば、(25)とも矛盾なく、(26)を説明することが可能になる。

3.1.2. 連動読み

連動読み (bound reading) についても、同じような違いが見られる。まず、SO 文では(27)と(28)のような対立が観察され、そこから(29)のような制約が必要であることがわかる。

(27) SO 文：

- a. どれだけの数の会社が その 弁護士を 訴えたのですか。
- b. 3つ以上の会社が その 弁護士を 訴えた。
- c. トヨタだけが その 弁護士を 訴えた。

(28) SO 文：

- a. *その 弁護士が どれだけの数の会社を 訴えたのですか。
- b. *その 弁護士が 3つ以上の会社を 訴えた。
- c. *その 弁護士が トヨタだけを 訴えた。

(29) 連動読みの条件：

LF において、QP の痕跡(trace)が連動語を c-command している場合にのみ、連動読みが可能である。

ところが、OS 文では、(30)の連動読みも(31)の連動読みも可能である。

(30) OS 文：

- a. どれだけの数の会社を その 弁護士が 訴えたのですか。
- b. 3つ以上の会社を その 弁護士が 訴えた。
- c. トヨタだけを その 弁護士が 訴えた。

(31) OS 文：

- a. その 弁護士を どれだけの数の会社が 訴えたのですか。
- b. その 弁護士を 3つ以上の会社が 訴えた。
- c. その 弁護士を トヨタだけが 訴えた。

この事実は、(30)は Deep OS(23)であり、(31)は Surface OS(22)であると

考えれば、説明可能である。

このように、表面的には同じ OS 文に見えるものでも、その LF 構造には 2 種類あり、Surface OS(22)になっている場合と Deep OS(23)になっている場合とがあると考えるべきなのである¹¹。

3.1.3. Surface/Deep OS と節の意味解釈

このように、OS 文には Surface OS と Deep OS とがあるということを

¹¹ (25)と(29)の制約において重要な役割を果たしているのが LF における c-command という概念である。Ueyama 1998 で詳しく述べているように、LF での c-command 関係を調べる際には、用いる量化表現のタイプに注意しなければならない。次の(i)と(ii)は、一見、本文中と同じパターンに見えるかもしれないが、「どの～」という量化表現を LF での c-command 関係を調べるのに用いるのは適切ではない。

- (i) a. どの会社が その弁護士を 訴えたのですか。
- b. *その弁護士が どの会社を 訴えたのですか。
- c. どの会社を その弁護士が 訴えたのですか。
- d. その弁護士を どの会社が 訴えたのですか。
- (ii) a. どの会社も その弁護士を 訴えた。
- b. *その弁護士が どの会社(を)も 訴えた。
- c. どの会社(を)も その弁護士が 訴えた。
- d. その弁護士を どの会社も 訴えた。

次の(iii),(iv)でわかるように、このタイプの量化表現は、明らかに c-command 関係が成り立っていない場合でも、連動読みを許すからである。

- (iii) a. [週刊誌からどの救急病院に派遣された記者が][FBI が そこを捜査していると]発表したのですか。
- b. [週刊誌からどの救急病院に派遣された記者も][FBI が そこを捜査していると]発表した。
- c. [週刊誌からどの救急病院に派遣された記者が][FBI が そこを捜査していると]発表しても、いいネタになる。
- (iv) a. [どの村に手配中の犯人がひそんでいると][その村役場の関係者が]警察に密告したのですか。
- b. [どの村に手配中の犯人がひそんでいると][その村役場の関係者が]警察に密告したとしても、その情報は握りつぶされるだろう。

これに対して、本文中で用いたタイプの量化表現の場合には、このような構文での連動読みは許されない。

- (v) a. *[どれだけの数の村に手配中の犯人がひそんでいると] [その村役場の関係者が]警察に密告したのですか。
- (cf. [どれだけの数の村に手配中の犯人がひそんでいると] ジョンは警察に密告したのですか。)
- b. *[どれだけの数の村に手配中の犯人がひそんでいると] [その村役場の関係者が]警察に密告したとしても、その情報は握りつぶされるだろう。
- c. *[3つ以上の村に手配中の犯人がひそんでいると] [その村役場の関係者が]警察に密告した。
- d. *[豊田村にだけ手配中の犯人がひそんでいると] [その村役場の関係者が]警察に密告した。

示した上で、今度は(32)を主張したい。

(32) 主張：

Deep OS は、Predication としてしか解釈できない。

S.-Y. Kuroda においては、ハ句しか Predication における Subject になれないことになっているので、Deep OS が Predication を表すことはありえないと思うかもしれないが、次の(33)を見てもわかるように、ヲ句やニ句でも、明らかに、文全体の主題としての働きを持ちうる。

- (33) a. この海岸を 毎年 多くの観光客が訪れます。
b. このお守りを 毎年 多くの人が買っていきます。
c. この戸棚の中に たくさんのものが収納できます。

以下では、特に連動読みの現象 ((30) vs. (31)) に注目しながら、(32)の主張の証拠をあげていく。

3.2. description しか許されない構文の中でのかきませ構文

上の 2.2-2.3 節において、description しかとらない構文を紹介した。(32)の主張から予想されるように、そのような構文の場合、Surface OS は可能でも Deep OS は不可能である。

- (34) a. [（今さら）どこか2つの会社がそこの取引先にあやまる]のは不可能だ。
b. [（今さら）どこか2つの会社にジョンがあやまる]のは不可能だ。
c. ?*[（今さら）どこか2つの会社にそこの取引先があやまる]のは不可能だ。(Deep OS)
- (35) a. [3つ以上の会社がそこの取引先に謝罪している]のが聞こえた。
b. [3つ以上の会社にジョンが謝罪している]のが聞こえた。
c. ?*[3つ以上の会社にそこの取引先が謝罪している]のが聞こえた。(Deep OS)
- (36) a. [どれだけの数の自動車会社が そこの弁護士を 訴えても]、ジョンはその弁護士にインタビューするつもりだ。
b. [そこの弁護士を どれだけの数の自動車会社が 訴えても]、ジョンはその弁護士にインタビューするつもりだ。
(Surface OS)

- c. ?*[どれだけの数の自動車会社を そのの弁護士₁が 訴えても]、ジョンはその弁護士₁にインタビューするつもりだ。
(Deep OS)¹²
- cf. どれだけの数の自動車会社を そのの弁護士が 訴えたのですか。(Deep OS)

3.3. 2 種類の条件節

また、条件節に関して、(32)の証拠をあげてみたい。条件節は、定義上、*assertion* の対象にならないので、最も典型的な「*judgment* を表出しない節」である。その条件節において、*description* と *Predication* の違いが確認できることを見ていく。

日本語には、条件節の標識がいくつかあるが、その中でナラだけは他と異なる特性を持っているということがよく指摘される¹³。時制要素の有無とも関連している可能性があるが、ナラは、他の標識とは異なり、*Predication* をとりうるのである。

- (37) a. 通常、*description* しかとらない条件節：
～Vタラ、～Vレバ、～Vルト
- b. *Predication* もとれる条件節：
～Vタ／ル（トイウ／ノ）ナラ

Predication をとりうるナラ条件節の場合には、(38)のように、条件節の中に Deep OS も生起可能である。

¹² 前件に *Predication* も許す譲歩構文を用いれば、Deep OS でも容認可能になる。

(i) [どれだけの数の自動車会社を そのの弁護士が 訴えても]、ジョンはちっとも驚かない。

¹³ ナラが、タラ／レバ／トと性質が異なっているということは、例えば次のような例文を見れば明らかである。

- (i) モダリティのスコープ：
- a. [ジョンが来たらメアリは帰る] かもしれない。
[ジョンが来ればメアリは帰る] かもしれない。
[ジョンが来るとメアリは帰る] かもしれない。
- b. *[ジョンが来るならメアリは帰る] かもしれない。
- cf. ジョンが来るなら、[メアリは帰る] かもしれない。
- (ii) 条件節の埋め込み：
- a. *タバコを吸うとやめられなくなったら、僕は吸わない。
*タバコを吸うとやめられなくなれば、僕は吸わない。
*タバコを吸えばやめられなくなると、僕は吸わない。
- b. タバコを吸うとやめられなくなるなら、僕は吸わない。

(38) Predication をとれる条件節の場合：

- a. もし [どこか2つの自動車会社が その弁護士を 訴えた]のナラ、すぐその弁護士たちにインタビューに行ってください。
- b. もし [どこか2つの自動車会社を ジョンが 訴えた]のナラ、すぐジョンにインタビューに行ってください。
- c. もし [どこか2つの自動車会社を その弁護士が 訴えた]のナラ、すぐその弁護士たちにインタビューに行ってください。(Deep OS)

しかし、(39)のように、description をとる条件節の場合には、Deep OS が生起できない¹⁴。

(39) description をとる条件節の場合：

- a. [どこか2つの自動車会社が その弁護士を 訴えタラ]、すぐその弁護士たちにインタビューに行ってください。
- b. [どこか2つの自動車会社を ジョンが 訴えタラ]、すぐジョンにインタビューに行ってください。
- c. *[どこか2つの自動車会社を その弁護士が 訴えタラ]、すぐその弁護士たちにインタビューに行ってください。(Deep OS)

これも(32)を支持する観察となる。

3.4. 2種類の理由節

前節と同様のポイントを理由節でも観察しておく。日本語の理由節は、(40)のように疑問詞を含むことができるが、なぜかその場合、その理由節は description としてしか解釈できないようである。

(40) 疑問詞を含んだ理由節：

- a. [ジョンが何を買ったから]メアリは怒ったの。
- b. [誰がこの部屋に入ったから]メアリは怒ったの。

その証拠に、理由節の中に疑問詞がある場合には、その理由節中に、取り立て詞のサエやハが生起することができない。

¹⁴ 実は、タラ／レバ／トの条件節でも Predication をとることが不可能であるとまでは言い切れない。ここでは、(38)と(39)の違いを際立たせるために、後件に「すぐ」という副詞を用い、さらに「その弁護士たち」などの表現で前件と後件の事態の関連性を強めるようにしている。

(41) サエと理由節：

- a. [ジョンが LGB をさえ読破してしまったから] メアリは喜んでいる。
- b. [ジョンが何を読破してしまったから] メアリは喜んでいるの。
- c. *[誰が LGB をさえ読破してしまったから] メアリは喜んでいるの。

(42) ハと理由節：

- a. [メアリは料理が好きだから] 結婚祝いにお皿をあげました。
- b. *[メアリは何が好きだから] 結婚祝いにお皿をあげたの。
- cf. [メアリが何が好きだから]結婚祝いにお皿をあげたの。

そして、(32)から予想されるように、疑問詞を含んだ理由節中では、Deep OS が許されないのである。

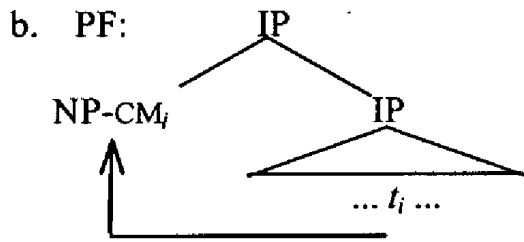
- (43) a. [どれだけの数の建設会社がそのメインバンクに謝罪したから] ジョンは告訴をあきらめたの。
- b. *[どれだけの数の建設会社にそのメインバンクが謝罪したから] ジョンは告訴をあきらめたの。
- c. [どこか2つの建設会社にそのメインバンクが謝罪したから] ジョンは告訴をあきらめた。

4. 構造と節のタイプ

Ueyama 1998,2003 では、Surface OS と Deep OS の分析として次のような提案を行った。まず、Surface OS は、PF 移動によって派生されたものである。これは、Surface OS が意味解釈としては SO 文とまったく変わらないため、LF 側では何の操作も起きていないのではないかという直観に基づく分析である。

(44) Surface OS :

- a. PF: NP を／に ... NP が... V
- LF: NP が[... NP を／に ... V]

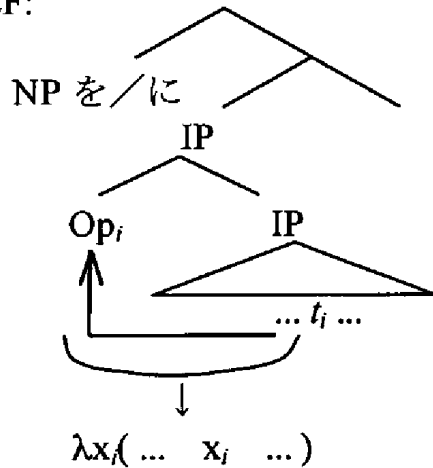


これに対して、Deep OS では、文頭のヲ／ニ句はその位置に基底生成され、動詞句内の θ 位置から空演算子が(45b)のように移動してきていると分析された¹⁵。

(45) Deep OS :

- a. PF: NP を／に ... NP が ... V
 LF: NP を／に [... NP が ... V]

b. LF:



そして、この空演算子の連鎖が意味解釈のレベルではラムダ構造として解釈され、その結果、Deep OS は必然的に Predication としてしか解釈されないというのが Ueyama 1998, 2003 の OS 構文の分析である。

(45)では、ヲ／ニ句が文頭に基底生成されると仮定している。このことは、3.1 節の(33)で示したように、ヲ／ニ句が（ある意味）主題的に機能しているという直観に基づく分析ではあるが、(32)の一般化

¹⁵ OS 文では、ヲ／ニ句とその θ 位置との間にいわゆる局所条件が成り立つことが知られている。Ueyama 1998, 2003 の分析でも、このことは特に問題なく説明できる。Surface OS において局所条件が観察されるのは、局所条件が PF 移動に適用するためである。Deep OS においては、（結果的に）空演算子の移動が義務的なため、文頭のヲ／ニ句と θ 位置との間の局所性が保証される。実際、Deep OS においては、この間に節境界が入ることも許されず、このことは、日本語において、空演算子の移動が（量化詞繰上げなどと同様に）節内に限られた移動であるということを示している。

(「Deep OS は Predication にしかなれない」) を直接導いているのは、この基底生成の事実ではなく、空演算子の移動である。したがって、(32)を導くためには、なぜ Deep OS において空演算子の移動が起こらなければならないかということが説明されなければならない。

Ueyama 1998,2003 では、この空演算子の移動がないと、文頭に基底生成されたヲ/ニ句の格助詞(ヲ/ニ)が適正に解釈されないと考えている。つまり、格助詞つきの名詞句が動詞句外に生成されることそのものは可能であるが、意味解釈の段階では、格助詞は動詞と組み合わせなければ正しく解釈できず、どの動詞と結びつけばよいかが表示されていなければならないという考え方である。(45b)のような空演算子の移動が起これば、文頭のヲ/ニは、空演算子の連鎖をたどって本来の θ 位置を探り当てることが可能であり、正しく動詞と結び付けて解釈することが可能になり、結果的に Deep OS では空演算子の移動が義務的ということになる。

ここで重要なのは、Deep OS では、文頭に基底生成された名詞句の格助詞が動詞と結び付けなければ解釈できないという点である。これに対して、いわゆる major subject 構文では、文頭に基底生成された名詞句についているのはガであり、ガは動詞と組み合わせなくとも解釈が可能だという特性を持っている。したがって、major subject 構文は、Deep OS とは異なり、必ずしも Predication として解釈されなくてもよいはずである¹⁶。実際、(46)に示すように、必ず description となる節にも major subject 構文は生起可能である。

(46) major subject 構文

- a. [あの山が雪が残っている]のを見かけた
- b. [どこが車が多いから]ジョンは避けようとしているのですか。

major subject 構文では、述語の項ではない名詞句(例えば(46a)の「あの山」)があらわれているため、ラムダ演算子を仮定しなければ意味合成が不可能ではないかと考えるかもしれない。もし、そうならば Deep

¹⁶ Deep OS と major subject 構文との違いについては、片岡 2004: section 7.3.1 でも論じられている。

OS と同じような意味表示になってしまい、(46)が説明できなくなるところであるが、その仮定は必ずしも正しくない。いわゆる event 項意味論を仮定し、major subject も述語に対して何らかの意味役割を持っていると考えれば、意味合成そのものは問題なく可能になる¹⁷。

(47) $\exists e [R(e, \text{あの山}) \& \text{theme}(e, \text{雪}) \& \text{残っている}(e)]$

(47)のような意味表示が可能であるとするならば、major subject 構文が description になれないと考える根拠はない。(46)の文が容認されるのは、まさに major subject 構文が description を表しうるからであり、その点で Deep OS とははっきりと異なっている。Deep OS では、空演算子の移動がなければ格助詞が適正に解釈されないため、結果的に空演算子の移動が義務的となり、そのため、Predication しか表せないのである。

5. 結論

以上の内容をまとめると次のようになる。

まず、第2節では、description と Predication の対立は judgment を表さない節でも選択制限の対象となりうるということを示した。これは、description と Predication とは、どちらも「命題」でありながら、意味のタイプが異なっているということを示唆している。

そして、第3節では、(32)の主張の証拠をあげてきた。

(32) 主張：

Deep OS は、Predication としてしか解釈できない。

この(32)は、主節でも見られる一般化であるから、第2節で観察した現象とは異なり、選択制限として片付けるわけにはいかない。まさに、Deep OS と Surface OS の構造的な違いによって意味解釈の違いが引き起

¹⁷ もちろん、major subject 構文の意味表示がすべて(47)のようになっているという主張ではない。major subject 構文が (Deep OS とは違って) description にもなりうる、ということが重要な点である。

この分析をするにあたっては、川添 2005 に大きな影響を受けている。川添 2005 は、日本語の命題の意味表示がすべて(47)のような形式になっていると仮定している点で、本論文とは意見を異にしているが、日本語の文の構造と意味合成との対応が緻密に考察されている。

こされていると考えるべきであり、第4節で、少し具体的に分析を紹介した。

第1節で引用したように、Kuroda 1992 では(5)のように述べられている。

- (5) "Predication exists only as a form of the object of a judgment, and not as a form of a proposition per se." (Kuroda 1992:67)

これに対して、本論文では、description を表す命題と Predication を表す命題は意味構成が異なっており、judgment の対立がないところにも、description と Predication の違いは常に存在しているという見方を提案した。judgment の対立のない節では description と Predication の違いは微妙で感知しにくいところがあるが、感知しやすさとは無関係に、節は常に構造を持っている。description として意味合成されるか Predication として意味合成されるかは、構造によっても制限されるものであり、この区別も観察のしやすさとは独立に存在している。thetic/categorical judgment の対立は派生的なものであり、description と Predication の違いが明らかに観察できるケースの1つということができるだろう。

参考文献

- Brentano, Franz (1970) 「道徳的認識の源泉について」、水地宗明 訳。
Vom Ursprung sittlicher Erkenntnis (1889). Sections 19-22.
- Brentano, Franz (1973) Psychology from an Empirical Point of View, translated by Antos C. Rancurello, D.B. Terrell, and Linda L. McAlister from Psychologie vom empirischen Standpunkt (1874, 1924). Sections V-IX.
- 細谷恒夫 (1970) 「現象学の意義とその展開」、『世界の名著 62 ブレンターノ・フッサール』中央公論社。
- 片岡喜代子 (2004) 『日本語否定文の構造：かき混ぜ構文と否定呼応表現』、博士論文、九州大学。
- 川添愛 (2005) 『動詞・項名詞句の意味合成と文構造』、博士論文、九州大学。
- Kuroda, S.-Y. (1965) Generative Grammatical Studies in the Japanese Language,

Doctoral dissertation, MIT.

Kuroda, S.-Y. (1972) "The Categorical and the Thetic Judgement," *Foundations of Language* 9, pp.153-185.

Kuroda, S.-Y. (1988) "Whether We Agree or Not: A Comparative Syntax of English and Japanese," *Linguisticae Investigationes* 12, pp.1-47, also in Kuroda (1992) *Japanese Syntax and Semantics*, Kluwer Academic Publishers, Dordrecht, pp.315-357.

Kuroda, S.-Y. (1992) "Judgment Forms and Sentence Forms," in *Japanese Syntax and Semantics*, Kluwer Academic Publishers, Dordrecht, pp.13-77.

Ueyama, Ayumi (1996) "Where Thetic/Categorical Distinction Meets Grammar," ms., University of Southern California.

Ueyama, Ayumi (1998) *Two Types of Dependency*, Doctoral dissertation, University of Southern California, distributed by GSIL publications, University of Southern California, Los Angeles.

Ueyama, Ayumi (2003) "Two Types of Scrambling Constructions in Japanese," in A. Barss, ed., *Anaphora: A Reference Guide*. Blackwell, Cambridge, pp.23-71.

上山あゆみ (2005) 「経験科学としての生成文法 —文法性と容認可能性—」 『九州大学言語学論集』, 第 25・26 合併号, pp.189-213.

〒812-8581

福岡市東区箱崎6丁目19-1

九州大学人文科学研究院言語学講座

ueyama@lit.kyushu-u.ac.jp